

第7回東京圏国家戦略特別区域会議 東京都提出資料

荒川区における都市公園内の保育所設置特例の活用について

- 東京都長期ビジョンでは、平成29年度末までに待機児童を解消するため、保育サービスを4万人増やす目標を掲げ、その実現のために、区市町村や事業者の負担軽減、都有地の減額貸付、国有地・民有地の賃貸料補助など、様々な支援策を実施
- その結果、昨年度増加した保育サービス利用児童数は、目標とした12,000人を超えて12,602人となり、今年4月1日現在の待機児童数は3年ぶりに減少。一方、保育ニーズの増大により、待機児童数はなお7,814人の状況



そうした中、今回の「都市公園内の保育所設置特例」は、特に用地確保が困難な地区の待機児童解消の観点から有効なツール。まず、今回、荒川区と連携し、都立汐入公園における特例の活用を全国に先駆けて提案



今後、世田谷区(都立祖師谷公園・都立蘆花恒春園)や品川区(区立西大井広場公園)においても本特例の活用を予定(現時点で、3区トータルで約400人の定員。今後、更なる拡大に向け関係自治体との調整)

<荒川区 都立汐入公園における特例活用について>

- ・荒川区では、約10年間で2,000人を超える保育定員の拡大を図り、昨年4月の待機児童数は8人まで減少したが、マンション建設・女性の社会進出等により、今年4月は48人に増加。再開発で整備された当該汐入地区は、ファミリー世帯の急増により保育施設が不足。
- ・これまで、学校の増設校舎を活用した、しおり保育室(定員99人)や、神社の駐車場を区が借り受け事業者に転貸した、にじの樹保育園(定員176人)等の保育施設を整備。重点的に待機児童対策を行ってきたが、再開発地区内でこれ以上の用地確保は困難な状況。



今回の特例を活用して、都立汐入公園内に定員162人(予定)の0~5歳児までの保育園を整備。今後、同様に用地確保が困難な尾久地区では、区立宮前公園において本特例の活用を予定。

<適用区域>



保育所概要

所在地：都立汐入公園内(現在多目的広場)
実施主体：社会福祉法人三樹会 占用面積：約1,500㎡
整備施設：認可保育所 定員：162人(予定) 開設日：平成29年4月1日(予定)
※屋上部分に整備される園庭を、ゲートボールなどの地域の利用に開放

<イメージパース>



自由が丘駅周辺街路におけるエリアマネジメントに係る道路法特例の適用

○ 自由が丘駅周辺街路の特例適用区域において、道路空間を活用したイベント実施、イベント開催時のオープンカフェ設置等により賑わいを創出し、都市観光の推進を図る。(実施主体:自由が丘商店街振興組合)

➡ 来年のゴールデンウィークに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運を高める国際交流イベントを開催予定(元オリンピック選手参加のトークショー、世界のスイーツイベント等)

■ 国家戦略道路占用事業の適用区域及び想定されるイベント例

